

《論 説》

刑事手続における損害賠償命令制度の現状と課題

齋 藤 実

1 はじめに

損害賠償命令制度は2008年12月に導入され（平成12年法律第75号）、10年が経過しようとしている。この制度は、犯罪被害者やその遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が民事訴訟を提起することへの負担の軽減策として大きな期待を持たれていた。例えば、法制審議会においても、「多くの犯罪被害者等にとって、損害賠償の請求によって加害者と対峙することは、犯罪等によって傷付き疲弊している精神に更なる負担を与えることになり、また、訴訟になると高い費用と多くの労力・時間を要すること、訴訟に関する知識がないこと、独力では証拠が十分に得られないことなど、多くの困難に直面することなどから、現在の損害賠償請求制度が犯罪被害者等のために十分に機能しているとは言い難い」ことから、「刑事手続の成果を利用することにより、犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続きとすることが出来る、我が国にふさわしい新たな制度」と説明された¹⁾。

このように、損害賠償命令制度は、高い期待が寄せられ導入されたものの、

1) <http://www.moj.go.jp/content/000071587.pdf> (2018年5月25日アクセス)。小木曾綾教授は、刑事裁判を通じて犯罪による経済的損失の弁償・賠償を実現する意義として、①法は1つの行為を犯罪と不法行為に分けるが、犯罪とその影響は「社会的事実」としては不可分であること、②手間と時間がかからないこと、③経済的損失が公の関心事である犯罪の結果であること、さらに、④経済的損失の回復は正義の要請に適うこと、をあげている（小木曾綾「附帯私訴をめぐる民刑の相関」現代刑事法第6号No62（2004年）51～57頁。

現在、必ずしもその利用件数は伸びていない。年間、概ね200件～350件の範囲で推移している。今後、利用件数が大きく伸びる可能性は、現時点では、必ずしも高いとは言えない。

その理由の1つとして、損害賠償命令制度の実効性が十分でないことがあげられる²⁾。加害者が賠償を命じられても、本人が任意で支払わない限り、犯罪被害者等が自ら強制執行の申立てをして、賠償金の回収をすることになる。しかし、自らが回収することには限界がある。たしかに加害者に資産がない場合も少なくない。仮に、資産がある場合であっても、犯罪被害者等が、たとえ弁護士に委任したとしても、その資産を探し出すことは困難である³⁾。さらに、損害賠償命令が確定した後に、加害者から回収できない状態が続くと、その確定判決の効力は、10年経過することで時効にかかる(民法174条の2)。時効にかかることを防ぐためには、時効を中断することが必要となるが、そのためには、改めて、訴訟費用等をかけて民事訴訟を提起する必要がある(同法147条1項)。

このように、損害賠償命令制度が制定されたことで、犯罪被害者の経済的被害の回復が期待されるが、上記のような理由等から必ずしも十分に活用されていないのが現状である。

そこで、本稿では、損害賠償命令制度の実効性を確保し、より広く利用されるためにはどのようにすればよいかについて、地方自治体や北歐、とりわけスウェーデンの取組みを紹介しながら、検討を加えたい。

2) 具体的には、2018年2月28日読売新聞(朝刊)39頁に詳しい。

3) 民事執行法部会第11回会議(平成29年9月8日開催)において、「民事執行法の改正に関する中間試案」が取りまとめられた(<http://www.moj.go.jp/content/001237417.pdf> 2018年6月12日アクセス)。ここでは、現行の財産開示手続の見直し、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設、債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し、があげられている。一定の成果は認められるが、抜本的な解決は難しいと考えられる。

2 損害賠償命令制度について

(1) はじめに

犯罪被害者等基本法(平成16年12月8日法律第161号)12条は、損害賠償の請求の援助等について規定し、「国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。」とする。この規定を受けて、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(以下「法」とする。)では、第7章で「刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例」を規定する。この中で、犯罪被害者の加害者に対する損害賠償請求に関し、簡易迅速に損害賠償を回復する手段として、損害賠償命令制度が設けられた⁴⁾。

なお、日本で、刑事手続における民事訴訟の提起を可能とする制度の歴史は、決して新しいものではない。いわゆる付帯私訴の歴史は、治罪法、明治23年に定められたいわゆる明治刑事訴訟法、さらには旧刑事訴訟法(大正11年法律第75号)に遡る。旧刑事訴訟法でも、第9編に私訴についての規定を設け、付帯私訴制度が定められていた(567条~613条)⁵⁾。もっとも、現行の刑事訴訟法

4) 高井康行・番敦子・山本剛『犯罪被害者保護法制解説〔第2版〕』(三省堂、2008年)73~78頁。

5) 567条には、「犯罪ニ因リ身体、自由、名誉又ハ財産ヲ害セラレタル者ハ其ノ損害ヲ原因トスル請求ニ付公訴ニ附帯シ公訴ノ被告人ニ対シテ私訴ヲ提起スルコトヲ得」と規定されていた。

なお、付帯私訴制度の歴史的な変遷については、榎見由美子『『付帯私訴』について』133~180頁に詳しい。この中で、戦後、付帯私訴制度が存続しなかった理由として、「戦後の混乱期における大陸法系から英米法系への刑事訴訟法の変遷に伴い生じた

では、このような制度の制定は見送られた。

(2) 損害賠償命令の申立てについて

損害賠償命令を申し立てるには、刑事事件が地方裁判所に公訴提起されてから、その弁論終結時までに当該裁判所に申立書を提出する必要がある(法23条1項)。印紙代が請求額にかかわらず2000円であることが通常の訴訟とは大きく異なる点であり、印紙代が低額に抑えられていることで、犯罪被害者等の経済的負担は軽減されている。

損害賠償命令の対象事件は以下のとおりである(23条)。故意の犯罪行為により人を死傷させた罪又はその未遂罪で、刑法(明治40年法律第45号)第176条から第179条まで(強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等)の罪、刑法第220条(逮捕及び監禁)の罪、刑法第224条から第227条まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等)の罪が対象となる。被害者参加制度における対象犯罪と類似しているが、損害賠償命令制度では、過失相殺が問題となりうる過失犯を除いている。また、財産犯も含まれない。

(3) 審理及び裁判等について

有罪の言渡しがあった場合には、裁判所は、原則として、直ちに、損害賠償命令の申立てについての審理のための期日を開かなければならない(30条1項)。有罪の言渡しがあった後に、審理のための期日が開かれることが、損害賠償命令の特徴の一つである。その上で、裁判所は、最初の審理期日で、刑事被告事件の訴訟記録のうち必要でないと思えるものを除き、その取調べをしなければならない(30条4項)。そのため、事実関係等について、犯罪被害者等

種々の刑事訴訟法改正時の混乱は、おそらく、複雑化した私訴制度を存続させるだけの歴史的伝統も思想的背景もない当時のわが国においては、もはや私訴制度の存続をゆるさなかつたのではないだろうか」としている。

が再度主張や立証をする必要はない。また、簡易迅速に損害賠償額を確定させることを旨とすることから、「4回以内の審理期日において審理を終結」(同条3項)し、決定を行うこととされている。損害賠償命令の申立てについての裁判は、必ずしも口頭弁論を経ないであることができる任意的口頭弁論である(29条1項)。そのため、口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる(同条2項)。決定では、仮執行をすることができることを宣言することができる(30条2項)。

(4) 異議等について

当事者は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対し、決定書の送達等を受けた日から2週間の不変期間内に、裁判所に異議の申立てをすることができる(33条1項)。適法な異議の申立てがないときは、損害賠償命令の申立てについての裁判は、確定判決と同一の効力を有する(同4条)。

仮に、損害賠償命令の申立てについての裁判に対し適法な異議の申立てがあったときは、損害賠償命令の申立てに係る請求については、その目的の価額に従い、当該申立ての時に、当該申立てをした者が指定した地等を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に訴えの提起があったものとみなされ(34条1項第1文)、通常の民事訴訟に移行される。また、異議が出されたときのみならず、「審理に日時を要するため」「審理を終結することが困難であると認めるとき」は、裁判所は損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができる(38条1項)。この場合にも、通常の民事訴訟に移行されることになる。これらの場合には、印紙代も通常の民事訴訟同様の金額を納付することとなる。

(5) 損害賠償命令の効果について

損害賠償命令の手続きを用いることで、その決定を得ることはもちろん、審理中に和解が締結されること、民事訴訟に移行することで判決を得ることなどが考えられる。いずれにしても、これらの手続きを踏むことにより債務名義を取得することが出来る。そのため、仮に、加害者が支払いをしない場合には、強制執行手続きをすることが可能となる。

3 損害賠償命令の現状

(1) 損害賠償命令の申立て件数

損害賠償命令申立ての件数は、2010年251件、2011年230件、2012年259件、2013年303件、2014年288件、2015年320件、となっており、必ずしも、申立て件数は伸びていない。その1つの大きな原因は、すでに述べた通り、損害賠償請求命令に実効性が期待できないことにあると思われる⁶⁾。そこで、いくつかの調査結果をもとに、加害者から犯罪被害者等への経済的な被害回復の状況について見ることにしたい。

(2) 調 査

日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）は、2015年に会員を対象に、「損害賠償請求に係る債務名義の実効性に関するアンケート調査」を行っている⁷⁾。このアンケートでは、損害賠償請求を検討したのは224件中213件、その

6) さらに詳しく要因を考えると、大きく、①請求手続（債務名義取得）の困難、と②債務名義の実効性がないこと、があげられる。さらに、前者について、加害者の資力が乏しい（ことを知っている）場合、民事訴訟を提起するための経済的負担、裁判手続そのものの心理的・生活面の影響、後者については、加害者に財産がないこと、財産の隠匿、加害者の財産を補足出来ないこと、をあげることができる（日本弁護士連合会第60回人権大会シンポジウム第1分科会実行委員会「あらためて問う「犯罪被害者の権利」とは～誰もが等しく充実した支援を受けられる社会へ～」（2017年）74～77頁）。本稿では、主として、②債務名義の実効性がないこと、を中心にして述べていく。

7) <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/sakutei-suisin/kaigi24/pdf/s6.pdf>(2018年5月19日アクセス)。本アンケートの実施日等の詳細は以下の通りである。実施日：2015年8月4日～9月30日、実施対象：各弁護士会の犯罪被害者支援に関する委員会委員等を中心とした全国の会員、回答事件対象：損害賠償命令制度の施行（2008年12月1日）以降、同制度の対象となる事件に関し、担当した事件、回答人数：83人、回

中で、実際に債務名義の取得あるいは示談書等を作成したのは176件であった。具体的な内訳は、損害賠償命令75件、示談書・和解書作成43件、民事訴訟の判決25件、刑事和解3件、その他30件であった。経済的な被害回復に損害賠償命令が活用されていることが分かる。また、損害の回収については、全額70件、一部のみ回収39件、なし55件であった。全額回収した場合には、任意の支払いがあったものが70件であった。

他方で、これらの全く回収できていないケースの理由として(複数回答可)、「債務者が任意の支払いをしない」(33件)、「債務者の資力がないことが明らかで、強制執行手続による回収が期待できない」(30件)、「債務者に資力がない可能性が高く、強制執行手続による回収が期待できない可能性が高い。」(16件)、「債務者の財産が不明だったため強制執行手続を取れなかった」(13件)、などが続く。「債務者の財産が不明だったため強制執行手続を取れなかった」場合については、財産開示手続きを利用した者はいなかった。その理由として、「手続きを利用しても実効性がないと思った」が大半を占めた。

回収率(実際に回収した金額を、支払うべき金額として債務名義に記載された金額で除したもの)を罪名別に見ていくと以下ようになる。まず、強姦未遂(平均賠償金額300万円)、強制わいせつ未遂(40万円)、わいせつ略取(330万円)及び強盗未遂(7万円)では、回収率は100%であった。また、準強姦80.0%(225万円)、強制わいせつ77.8%(222万円)、傷害69.3%(427万円)と続いている。これらの罪名では、一定の回収率があることが分かる。なお、同じ性犯罪に関する犯罪でも、強姦46.7%(409万円)、強姦致傷47.5%(309万円)と回収率は下がる。

他方で、注目すべきは、殺人では3.2%(5243万円)、殺人未遂1.4%(350万円)、傷害致死1.4%(5418万円)と、回収率が極めて低い点である。また、殺人、殺人未遂及び傷害致死の中で、債務名義を取得した金額全額が支払われた例は、1件もなかった。被った損害を回収することが特に必要と考えられるこれらの生命犯では、回収率が極めて低い。

他方で、法務省も「犯罪被害者の方々へのアンケート調査」を行い、その中で、「損害賠償命令編」のアンケート調査も行っている⁸⁾。その中で、損害賠償命令の申立てを選択した理由として、「刑事被告事件と同じ裁判所が審理を担当するので、安心できる」(14人中5人)、「刑事被告事件と連続して裁判の審理が開かれる」(同4人)、「申し立ての費用が安い」(同2人)が続く。損害賠償命令の申立てをした結果は、「損害賠償命令の申立てが認められそのまま確定した」が、6人中6人であり、認容率(認容された額の申し立てた額に対する割合)は、79.8%とほぼ8割であった。また、「実際に被告人から取り立てることができたか、又は取り立てる見込みがあるか」については、「損害賠償命令で認められた額を全く取り立てることができない見込みである」(7人中4人)となっている。さらに、実際に損害賠償命令の申立てをした感想として、「よかった」(8人中0人)、「どちらかというよかった」(同1人)であったのに対し、「特に感想はない」は4人で最も多く、「どちらかというよくなかった」も2人いた。「どちらかというよかった」と回答した理由として、「手間があまりかからずに損害賠償請求が認められた」があげられている。このアンケートは、損害賠償申立事件の手続きが終わってから、比較的短い期間に記入されており、2週間以内が8名中3名で、6か月を超える回答はなかった。

日弁連犯罪被害者支援委員会では、2010年にも、損害賠償命令についてのアンケート調査をおこなった⁹⁾。ここでは、回収率等は明らかになっていないものの、自由記載と制度利用をした感想が記載されている。「迅速に債務名義が取得できる」「費用があまりかからない」「裁判官が事件を把握している安心感がある」などが損害賠償命令を利用したメリットとしてあげられている。他方

8) <http://www.moj.go.jp/content/000110030.pdf> 2018年5月19日アクセス。

9) 武内大徳「損害賠償命令アンケートの結果報告」(http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/songaibaisho_enquete.pdf 2018年5月19日アクセス)。本アンケートの実施日等の詳細は以下の通りである。実施日：2010年6月29日～7月30日、実施対象：犯罪被害者支援委員会が2010年6月29日に把握した、被害者参加制度及び損害賠償命令制度を利用した弁護士、回答件数：66件(この中で損害賠償命令を申し立てた案件は48件)。

で、「異議申立てをされると訴訟費用等が負担となるので、相手方の対応の見極めが必要」などの感想もあった。

(3) 小 括

日弁連の調査では、42%のケースで全額の回収が出来ており、その意味では、一定の回収が出来ているかにも見える。もっとも、これを罪名別に見た場合、一定の犯罪については、被害回復がされていないことが分かる。特に、殺人、殺人未遂、傷害致死については、極めて回収率が低い。しかも、これらの犯罪で、全額回収したものは1件もない。また、法務省の調査でも、認容率がほぼ8割であるにもかかわらず、罪名を問わず、全く回収の見込みが立たないケースが7ケース中4ケースあった。損害賠償命令について、「特に感想はない」や「どちらかというとはよくなかった」が多くを占めることは、損害賠償命令で債務名義を得ながらも、期待していたような実効性がなかったと、犯罪被害者等が感じたことが理由の1つではないかと思われる。

4 損害賠償命令の課題と対策

(1) はじめに

犯罪被害者等基本法は、その5条で地方公共団体の責務について規定し、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定める。他方で、被害者等が生活支援を市区町村に相談したケースは、極めて少ない¹⁰⁾。そのような実態を解消するためにも、条例の制定は重要である。現在、条例の制定が進んでおり、見舞金などの被害者への経済的支援を積極的に行う地方自治体もある。例えば、2018年

10) 前田敏章(犯罪被害者支援ネットワーク)「犯罪被害者に対する市区町村による支援の実態調査アンケート 調査結果報告書」(2014年)(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/pdf/work2014/h2-1.pdf> 2018年7月11日アクセス)

4月1日に施行された名古屋市犯罪被害者等支援朝例では、8条で、「支援金の支給等」の必要な措置をなすとしている。具体的には、当面必要となる経費に充てるため死亡した場合に30万円、重症病等（性犯罪も含まれる）の被害を受けた場合に10万円の支援金の支給がされるとともに、損害賠償請求権に基づく債務名義を取得したにもかかわらず、賠償が受けられない場合には150万円の見舞金が支払われる。

このように地方公共団体の取組みが進む中、明石市は、犯罪被害者が加害者から損害賠償命令の債務名義を得ながらもそれを回収できない場合に、300万円を上限に、市が賠償金の立替払いをする制度を設けている。また、一層の犯罪被害者支援に向けて、2018年に条例の改正をしている。日本の犯罪被害者支援を考えるうえで、極めて意味の大きな取り組みであると言える。

もっとも、このような施策は、財政的な限界のある地方自治体が担うのではなく、本来であれば国が負うべき負担である。そこで、債務名義を取得した後に、国が立替払いを行う制度を有する、スウェーデンの制度を紹介したい。ここでは、回収庁、あるいは犯罪被害者庁という官庁が犯罪被害者支援を支え、経済的な回復を担う。

(2) 兵庫県明石市の取組み

兵庫県明石市は、2014年、犯罪被害者等のための「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」（平成23年3月29日条例第2号、改正平成25年12月26日条例第50号、平成30年3月26日条例第15号以下「本条例」。）を制定した。現在、条例により、犯罪被害者支援を進めようとする動きは、いくつかの地方公共団体でみられるが¹¹⁾ 本条例が、異彩を放つのは立替支援金制度を持つことである。立替支援金制度では、加害者に対する損害賠償請求権に関する債務名義の取得

11) 前掲注5) 150～157頁。ここでは、岡山県・同県総社市、神奈川県、京都府京都市、奈良県・同県大和郡山市等及び佐賀県をあげている。なお、明石市の犯罪被害者支援には、市の財政を圧迫するように思われる。しかし、これに対して泉明石市長は「人々が「住みたい、住み続けたいまち」づくりに取り組むことで、人口が増加し、地価も回復し、市の財政も回復した」と話している（同154頁）。

を条件として、犯罪等で犯罪被害者が死亡した場合等及びこれに準ずる場合には、300万円を上限として賠償金を立て替える。本条例は、2018年に改正がされ、犯罪被害者等の対象を拡大した（以下「本改正」）。従来の対象は、「犯罪等で犯罪被害者が死亡した場合等及びこれに準ずる場合」とされていたのに対し、「犯罪等により犯罪被害者が療養に1月以上の期間を要する負傷をし、又は疾病にかかった場合」（14条1項2号）として「これに準ずる場合」の範囲を拡大するとともに、「犯罪被害者が刑法（明治40年法律第45号）第176条から第179条まで、第181条又は第241条に規定する犯罪により被害を受けた場合」として性犯罪被害者も対象に加えた。

「3 損害賠償命令の現状」で見たように、現在、損害賠償命令が加害者からの回収ができず、十分に利用されていないという現状にある。犯罪被害者が損害賠償命令で債務名義を取得しても、その実効性は十分ではない。特に、殺人、殺人未遂、傷害致死などの一定の犯罪では、その回収率は極めて低い。とすれば、債務名義を取得して、仮に加害者が支払いをしない場合に、明石市が立替支援金を犯罪被害者に給付することは、損害賠償命令の実効性を確保するうえで、極めて有用である。

さらに、本改正では、損害賠償請求権の時効消滅することへの配慮もしている。既に述べたように、民事訴訟で確定した損害賠償請求は10年で時効となるが、賠償金を支払わない加害者に時効を中断させるためには、再び訴訟を起こすことが必要となる¹²⁾。そのため、訴訟手続きへの支援（13条）で「市は、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等に対して、再度の民事訴訟の提起その他の当該請求権の消滅時効を中断させるための手続を行うために必要な費用の補助を行うものとする」（3項）とし、費用を補助することを明文化した。

なお、兵庫県の被害者団体「犯罪被害補償を求める会」（代表藤本護会長）は、

12) 例えば、2人の男性から暴行を受けた被害者遺族が加害者に対して、約8900万円の請求が2004年に大阪地裁で認められ確定したが、その後、支払いが全くなく損害賠償請求権が消滅時効にかかる直前に、再び訴訟を提起したケースについて、2014年7月23日朝日新聞（朝刊）で紹介されている。

「国による踏みこんだ制度が必要」と訴え、国による立て替え制度の創設を求める請願書を参議院に提出している¹³⁾。

(3) スウェーデンの取組み

手厚い被害者支援を行う国々の1つに、北欧諸国がある¹⁴⁾。本稿でテーマとなる、犯罪被害者等から加害者への損害賠償請求に実効性を確保する取組みも北欧諸国では積極的に行われている。その方法は国により異なるが、日本の制度に親和性があると思われる国の1つとして、スウェーデンの制度を紹介する。

スウェーデンにおいても、犯罪被害者が加害者に対して、損害賠償請求をして判決を確定させる。異なるのは、その後の手続きである。スウェーデンでも、日本と同様、犯罪被害者等が、損害賠償金を回収する強制執行等の手続きを行うことは可能である。しかし、現実には、犯罪被害者等が、実効的な加害者の資産調査をすることは容易ではない。そこで、強制執行庁と呼ばれる官庁が、損害賠償請求権が確定した段階で、債権の回収業務を犯罪被害者に代わって行う。強制執行庁は、加害者の資産を十分に調査し、資産がある場合には、差し押さえるなどして賠償金相当額を求償し回収する。特に、スウェーデンでは、1947年に個人番号制 (personnummer) が導入され、それを通じて、個人の財

13) 2016年10月5日神戸新聞NEXT(<https://www.kobe-np.co.jp/new二人のs/shakai/201610/0009554312.shtml>) 2018年5月19日アクセス)

14) スウェーデンの制度については、矢野恵美「スウェーデンにおける国による被害者対策と『女性に対する暴力』への対策」被害者学研究22号(2012年)67～82頁、矢野恵美「犯罪被害者の法的地位—スウェーデンの被害者弁護人制度を中心に—」法学研究80巻(2007年)507～536頁、ノルウェーの制度については、齋藤実「ノルウェーにおける犯罪被害者庁の現在(いま)～暴力犯罪補償庁及び犯罪被害者支援地方事務所を中心として」獨協法学98号(2015年)1～18頁、齋藤実「北欧における犯罪被害者庁について～ノルウェーの市民庁・犯罪被害者支援政策を中心として」自由と正義Vol.64 No.12(2013年)29～33頁、齋藤実・矢野恵美「ノルウェーの刑事政策の現状と2011年の大規模テロ事件」刑政123巻6号(2012年)134～148頁、フィンランドの制度については、齋藤実「刑事訴訟手続への被害者の参加—フィンランドの被害者参加制度を中心に」刑政120巻8号(2009年)50～59頁をご参照ください。

産に関する情報を国が把握している。強制執行庁は、個人番号制等を通じて得られる加害者の資産に関する情報を活用し、債権の回収を図る。もっとも、加害者に資産がない場合も考えられる。その場合には、犯罪被害者等は国からの立替払いを受ける。具体的には、犯罪被害者庁と呼ばれる官庁が、犯罪被害者等に対して、補償金を賠償金の肩代わりとして支払う。これにより、犯罪被害者等は、加害者からは賠償金を回収できないものの、それに相当する金額を国家から支給されることとなる。

なお、犯罪被害者庁はその後、強制執行庁に回収の業務委託を依頼し、強制執行庁は再度加害者の資産調査を行い、資産がある場合には強制執行等を行う。

5 おわりに

損害賠償命令制度が導入され、犯罪被害者等への支援が、制度上、大きく前進した。刑事訴訟の後、民事訴訟で損害賠償請求を改めて提起する、という従来の制度に比べると意義が大きい。しかし、この制度の利用数は、必ずしも伸びていない。その主な理由には、損害賠償命令制度を利用したとしても、実効性を確保できないことにある。特に、殺人などの重大犯罪では、ほとんどの加害者が、損害賠償命令などにより債務名義を得ながら賠償金の支払いをしていない。

そこで考えられるのは、地方公共団体の知恵、あるいは諸外国の知恵である。明石市では立替支援金制度を設け、債務名義を取得していれば、上限300万円までは賠償金を立て替える。犯罪被害者支援にとって、意義の大きな制度である。もっとも、これを全ての地方公共団体が実施することは容易ではない。仮にこのような制度を他の地方公共団体が始めたとしても、それができる地域とできない地域に分かれ、地方格差が生じうる。また、そもそも、このような大きな財政的な負担が生じる制度を、一つの地方公共団体が行うこと自体にも限界がある。このような制度は、本来は、国が行うべきことであろう。スウェーデンでは、犯罪被害者等が債務名義を取得した後は、犯罪被害者等ではなく国が加害者から賠償金の回収をする。仮に、それが功を奏さない場合には、犯罪

被害者等は国からの賠償金の立替払いを受ける。このような制度であれば、犯罪被害者等にとり、債務名義を取ることは、大きな意義を有することになる。

現在、損害賠償命令が、必ずしも十分に活用されないのは、債務名義を取りながらも、泣き寝入りするケースが後を絶たないからである。とすれば、日本においても、スウェーデンに類似した制度の導入が検討されてよい。

まずは、債務名義を取ることに実効性を持たせることである。そのためには、加害者の資産状況に関する情報を、債務名義が取得できた場合には利用するようになるべきであろう。その一つの方法は、マイナンバー制度を活用し、犯罪加害者の資産状況に関する情報を取得するようにすることである。スウェーデンをはじめとする北欧諸国は、国の透明性が高いことから、国民番号制が広まった背景がある。日本でも、同様の透明性を担保することができれば、マイナンバー制度もより広く浸透するであろう。このような透明性を確保するための制度的な担保が出来れば、加害者への請求の実効性が増す可能性がある。にもかかわらず、犯罪被害者等が何ら金銭を回収することができない場合には、国からの立替払いを行う補償制度が考えられて良い。

その場合には、財源確保が問題となりうるが、その一つが、国から加害者への求償である。日本でも、国が加害者に対して求償する制度自体は存在する(犯罪被害者等給付金支給法8条2項)。もっとも、問題は、この制度が現実にはほとんど使われていない点である¹⁵⁾。その理由の1つは、加害者に資力のあるケースは少ないと考えられていることにある。たしかに、そのような場合も多いと思われるが、このような判断は経験値によるところが大きく、実証的な研究は十分にはされてない。マイナンバー制度を活用することにより、一定の金額の回収が期待される。また、その他にも、罰金の活用、あるいは有罪犯罪から一定額の金銭を徴収すること、なども考えられよう。

最後に、スウェーデンのような福祉国家であるからこそ、このような制度が実現できるのではないかと、という点を検討して本稿を終わりにしたい。例えば、

15) 齋藤実「ノルウェーの犯罪被害者庁及び回収庁の現在(いま)」獨協法学103号(2017年)115~129頁。

スウェーデンでは、そもそも医療費や教育費などは無償であり、犯罪被害者等に対しても当然このような費用は無償となる。ベースとなる社会福祉のレベルが高く、犯罪被害者等もそのセーフティーネットにより支援される。にもかかわらず、スウェーデンでは、犯罪被害者等についてはそれに満足せず、通常の世界社会福祉政策に加え、経済的支援をはじめとする様々な支援を充実させている。スウェーデンでも、もちろん、国の財政を犯罪被害者等以外に割り当てる選択も考えられた。その幾つもある選択肢の中で、一定の国の財政を犯罪被害者等に割り当てる選択をしたのである。犯罪被害者等への支援の問題を、国民誰もがなりうる問題として考えた結果である、と言ってよい。その最たる例が、犯罪被害者庁という犯罪被害者支援に特化した、独立した一元的で専門的な機関を創設したことである。犯罪被害者等の支援のために、1つの官庁を創設することが不可欠であると判断し、国の財政を割り当てたのである。

今、問われているのは、日本がどのような選択をするか、ということである。確かに、損害賠償命令制度の制定など、日本の犯罪被害者支援政策は、少なくとも制度上は大きく前進した。しかし、損害賠償命令制度の実効性などを見れば、現実には、十分な制度とは言うことができない。スウェーデンのような福祉国家でさえ、このように犯罪被害者等への経済的な支援を手厚くしている。今まさに、日本では犯罪被害者等の問題を自らの問題として真剣に考えるか問われるときが来ている。